

家内労働者等の 必要経費の特例



家内労働者等とは・・・

家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務する人をいいます。

「**特定の人**」「**継続的に**」「**人的役務の提供**」(サービス)の3点がポイント！！



該当する人

ヤマハ音楽教室の先生など、「ヤマハ」という「特定の会社」に対して「サービス」を提供している

具体的な職種例

- ・内職をされている方
- ・水道・電力会社の検針員
- ・新聞、NHKの集金員
- ・ヤクルトレディ
- ・ユーチューバー
- ・専属モデルやレースクイーン
- ・特定の会社から委託されている個人事業主
(保険外交員、デザイナー、予備校教師、ピアノ講師等)
- ・シルバー人材センターに登録して働いている方

該当しない人

学習塾やピアノ教室など「不特定多数」の生徒がいる場合

店や事務所を構えている場合はもちろん、
自宅の一室で教えている場合
お客様、生徒を募集しているとみなされてしまう

給与所得の方
(事業所得、雑所得の方に限る)

家族以外を雇用している場合

1. 家内労働者等の必要経費の特例の概要

事業所得又は雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、この特例は実際にかかった必要経費が65万円未満であった場合でも、最高65万円まで必要経費として認められます。

特例が設けられた背景・・・

パート勤務と内職のバランスをとる！！

パート勤務の場合と内職の場合、同じような収入でも所得金額が大きく異なってしまいます。

内職の場合でも給与控除と同額の「65万円」が控除できるよう、最低必要経費として認めることとなったそうです。

例) 外交員の収入金額が90万円、必要経費が10万円の場合

【特例を適用しない場合】

総収入金額
90万円

—

必要経費
10万円

=

所得金額
80万円

【特例を適用する場合】

総収入金額
90万円

—

必要経費
65万円

=

所得金額
25万円



2. 家内労働者等の所得が事業所得又は雑所得の場合の控除額

実際にかかった経費の額が65万円未満の時であっても、所得金額の計算上必要経費が**65万円**まで認められます。

3. 家内労働者等に事業所得及び雑所得の両方の所得がある場合

事業所得及び雑所得の実際にかかった経費の合計額が65万円未満の時も、必要経費が**合計で65万円**まで認められます。

この場合・・・「65万円」と「実際にかかった経費」の『合計額の差額』を、まず**雑所得**から加える

4. 家内労働者などによる所得のほか、給与の収入がある場合

【給与の収入金額が65万円以上の場合】 この特例は受けられません

【給与の収入金額が65万未満の場合】

65万円 - 給与収入金額

or

事業所得や雑所得の
実際にかかった経費

いずれかの**金額の高い方**が必要経費になります！

5. この特例を受ける場合の注意事項その他

公的年金以外の年金（生命保険の個人年金など）の所得計算（収入金額－必要経費(既払込保料)）をした場合、計上した必要経費が65万円を超えてしまえばこの特例は利用できなくなります。

家内労働者の特例は、青色申告特別控除と併用が可能です。
最大で特例：65万円、青色申告特別控除：65万円の合わせて130万円控除することができます。

知らなくて損をしたという人も少なくないようです。
申告期限から5年以内であれば、再度申告（更生の請求）をすることができるそうです。

